

「滑川市指定給水装置工事事業者の申請について」

1. 指定の有効期限

5年以内（始期：毎年10月1日）

2. 指定工事店の要件

以下の要件に適合していること

- （１）事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任し置くものであること
- （２）工事の施工に必要な設備及び器材を有していること
- （３）次のいずれにも該当しないこと
 - ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通大臣省令で定めるもの
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
 - カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があること

3. 申請関係の提出書類(各1部)

新規の申請、更新の申請ともに **5000円の手数料** をお願いいたします。

No	項目	様式	指定店の登録		（登録内容の変更）					（廃止）	（その他）	備考
			（新規）	（更新）	名称の変更	代表者の異動	所在地の変更	主任技術者		指定店の辞退	工事店証再交付	
1	指定給水装置工事事業者 指定申請書（新規・継続）	様式第1号 (第4条関係)	◎	◎								
2	指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書	様式第5号 (第7条関係)			◎	◎	◎	◎	◎			
3	営業所の平面図及び 付近見取図	任意様式	◎	◎			◎					
4	営業所の写真 （外部・内部）		◎	◎			◎					
5	給水装置工事事業者 選任・解任届出書（新規・解除）	様式第7号 (第12条関係)	◎	◎				◎	◎			
6	選任主任技術者技術者証の写し		◎	◎				◎				
7	機械器具調書		◎	◎								
8	機材、重機等の写真		◎	◎								
9	（※個人の場合） 住民票記載事項証明書、在留 カード又は特別永住者証明書の		○	○	○	○	○					
10	（※法人の場合） 定款または寄附行為及び登記事 項証明書		○	○	○	○	○					
11	誓約書 ※規程第5条第3号アからカま でに該当しないものであること を誓約する書類	様式第2号 (第4条及び第7条関 係)	◎	◎	◎	◎						
12	指定給水装置工事事業者証 再交付申請書	様式第4号 (第6条関係)									◎	
13	指定給水装置工事事業者 （廃止・休止・再開）届出書	様式第6号 (第7条の2関係)								◎		
14	指定給水装置工事事業者証			◎	◎	◎	◎			◎	◎	紛失等により提出できない場合は その旨を担当へ伝えてください

4. 申請書の提出及び問合わせ先

滑川市上下水道課 水道維持整備係 TEL076-475-1465